



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項)

(取扱課室名) ページ

○ 告示

1079	公文書開示の実施状況の公表	(総務学事課).....	2
1080	個人情報保護条例の運用状況の公表	(").....	2
1081	地籍調査の成果の認証	(地域政策課).....	3
1082	"	(").....	3
1083	"	(").....	4
1084	"	(").....	4
1085	"	(").....	4
1086	"	(").....	5
1087	"	(").....	5
1088	"	(").....	5
1089	"	(").....	6
1090	"	(").....	6
1091	"	(").....	6
1092	"	(").....	7
1093	"	(").....	7
1094	"	(").....	8
1095	"	(").....	8
1096	"	(").....	8
1097	"	(").....	9
1098	瀬戸内海環境保全特別措置法第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可申請	(環境管理課).....	9
1099	"	(").....	11
1100	和歌山県薬物の濫用防止に関する条例による知事監視製品の指定の失効	(薬務課).....	13
1101	大規模小売店舗の変更の届出	(商工振興課).....	14
1102	公共測量の実施	(技術調査課).....	15
1103	"	(").....	15
1104	電線共同溝を整備すべき道路の指定	(道路建設課).....	15
1105	道路の位置の指定	(都市政策課).....	16

○ 選挙管理委員会告示

79	政治団体の届出事項の異動の届出	16
80	資金管理団体でなくなった旨の届出	16
81	政治団体の解散の届出	17
82	政治団体の収支報告書の要旨	17
83	政治団体の設立の届出	20
*84	和歌山県知事選挙執行規程(平成7年和歌山県選挙管理委員会告示第133号)の一部改正	20
*85	平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号(不在者投票管理者となる病院等の指定)の		

一部改正 21

86 平成23年和歌山県選挙管理委員会告示第39号(放送事業者の定め)の一部改正 22

告 示

和歌山県告示第1079号

和歌山県情報公開条例(平成13年和歌山県条例第2号)第37条第2項の規定に基づき、平成25年度における公文書の開示についての実施状況を次のとおり公表する。

平成26年8月29日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 公文書の開示の請求件数並びに公文書の全部開示、部分開示及び非開示の決定件数等

開示請求の件数	決定件数等						
	開示			非開示	不存在	存否応答 拒否	取下げ
	全部	部分	計				
3,904	2,744	948	3,692	21	123	5	63

2 公文書の開示の申出件数及びその処理状況

開示申出の件数	処 理 状 況						
	開示			非開示	不存在	存否応答 拒否	取下げ
	全部	部分	計				
28	9	15	24	0	3	0	1

3 開示・非開示決定に対する不服申立ての件数及びその処理状況

不服申立ての件数	処 理 状 況					
	全部容認	一部容認	棄却	却下	取下げ	審査中
27 (27)	0 (1)	0	1	0	0	26 (26)

()の数字は、平成23年度及び平成24年度の不服申立てであって、平成25年度まで審査が及んだもの

和歌山県告示第1080号

和歌山県個人情報保護条例(平成14年和歌山県条例第66号)第60条第2項の規定に基づき、平成25年度における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成26年8月29日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 個人情報取扱事務の件数

2,053件

2 保有個人情報の請求及び決定件数等

(1) 開示

開示請求の件数	決定件数等						
	開示			非開示	不存在	存否応答 拒否	取下げ
	全部	部分	計				
334	250	66	316	1	16	0	1

(2) 訂正・利用停止

訂正請求の 件数	決定件数等		利用停止 請求の件数	決定件数等	
	訂正			利用停止	非利用 停止
	非訂正				

	全部	部分	計			全部	部分	計	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

3 簡易開示の件数

3,560件

4 開示・非開示決定に対する不服申立ての件数及びその処理状況

不服申立ての件数	処 理 状 況					
	全部容認	一部容認	棄 却	却 下	取下げ	審査中
1 (3)	0	0	0	0	0	1 (3)

()の数字は、平成23年度の不服申立てであって、平成25年度まで審査が及んだもの

和歌山県告示第1081号

和歌山県西牟婁郡上富田町生馬の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成26年8月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県西牟婁郡上富田町

2 調査を行った時期

平成24年4月1日から平成26年3月31日まで

3 成果の名称

和歌山県西牟婁郡上富田町生馬の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県西牟婁郡上富田町生馬の一部地区

5 認証年月日

平成26年8月18日

和歌山県告示第1082号

和歌山県西牟婁郡上富田町生馬の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成26年8月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県西牟婁郡上富田町

2 調査を行った時期

平成24年4月1日から平成26年3月31日まで

3 成果の名称

和歌山県西牟婁郡上富田町生馬の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県西牟婁郡上富田町生馬の一部地区

5 認証年月日

平成26年8月18日

和歌山県告示第1083号

和歌山県西牟婁郡白浜町日置の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成26年8月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県西牟婁郡白浜町
- 2 調査を行った時期
平成24年5月1日から平成26年3月11日まで
- 3 成果の名称
和歌山県西牟婁郡白浜町日置の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県西牟婁郡白浜町日置の一部地区
- 5 認証年月日
平成26年8月18日

和歌山県告示第1084号

和歌山県西牟婁郡白浜町日置の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成26年8月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県西牟婁郡白浜町
- 2 調査を行った時期
平成24年5月1日から平成26年3月11日まで
- 3 成果の名称
和歌山県西牟婁郡白浜町日置の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県西牟婁郡白浜町日置の一部地区
- 5 認証年月日
平成26年8月18日

和歌山県告示第1085号

和歌山県西牟婁郡白浜町日置の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成26年8月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県西牟婁郡白浜町
- 2 調査を行った時期
平成24年5月1日から平成26年3月11日まで
- 3 成果の名称
和歌山県西牟婁郡白浜町日置の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域

和歌山県西牟婁郡白浜町日置の一部地区

- 5 認証年月日
平成26年8月18日

和歌山県告示第1086号

和歌山県海南市多田地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成26年8月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県海南市
- 2 調査を行った時期
平成24年12月25日から平成26年3月31日まで
- 3 成果の名称
和歌山県海南市多田地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県海南市多田地区
- 5 認証年月日
平成26年8月18日

和歌山県告示第1087号

和歌山県岩出市紀泉台地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成26年8月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県岩出市
- 2 調査を行った時期
平成24年10月4日から平成26年6月11日まで
- 3 成果の名称
和歌山県岩出市紀泉台地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県岩出市紀泉台地区
- 5 認証年月日
平成26年8月18日

和歌山県告示第1088号

和歌山県有田郡有田川町大字宇井苔の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成26年8月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県有田郡有田川町

- 2 調査を行った時期
平成23年10月14日から平成26年3月18日まで
- 3 成果の名称
和歌山県有田郡有田川町大字宇井苔の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県有田郡有田川町大字宇井苔の一部地区
- 5 認証年月日
平成26年8月18日

和歌山県告示第1089号

和歌山県有田郡有田川町大字修理川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成26年8月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県有田郡有田川町
- 2 調査を行った時期
平成23年10月14日から平成26年3月18日まで
- 3 成果の名称
和歌山県有田郡有田川町大字修理川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県有田郡有田川町大字修理川の一部地区
- 5 認証年月日
平成26年8月18日

和歌山県告示第1090号

和歌山県田辺市龍神村甲斐ノ川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成26年8月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期
平成24年4月18日から平成26年2月27日まで
- 3 成果の名称
和歌山県田辺市龍神村甲斐ノ川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県田辺市龍神村甲斐ノ川の一部地区
- 5 認証年月日
平成26年8月18日

和歌山県告示第1091号

和歌山県田辺市龍神村安井の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180

号) 第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成26年8月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期
平成24年4月18日から平成26年2月26日まで
- 3 成果の名称
和歌山県田辺市龍神村安井の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県田辺市龍神村安井の一部地区
- 5 認証年月日
平成26年8月18日

和歌山県告示第1092号

和歌山県田辺市中辺路町近露の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成26年8月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期
平成24年4月18日から平成26年3月5日まで
- 3 成果の名称
和歌山県田辺市中辺路町近露の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県田辺市中辺路町近露の一部地区
- 5 認証年月日
平成26年8月18日

和歌山県告示第1093号

和歌山県田辺市中辺路町大内川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成26年8月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期
平成24年4月18日から平成26年3月5日まで
- 3 成果の名称
和歌山県田辺市中辺路町大内川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県田辺市中辺路町大内川の一部地区
- 5 認証年月日

平成26年8月18日

和歌山県告示第1094号

和歌山県田辺市秋津川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成26年8月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期
平成24年4月18日から平成25年12月25日まで
- 3 成果の名称
和歌山県田辺市秋津川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県田辺市秋津川の一部地区
- 5 認証年月日
平成26年8月18日

和歌山県告示第1095号

和歌山県田辺市龍神村宮代の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成26年8月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期
平成24年4月18日から平成26年2月24日まで
- 3 成果の名称
和歌山県田辺市龍神村宮代の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県田辺市龍神村宮代の一部地区
- 5 認証年月日
平成26年8月18日

和歌山県告示第1096号

和歌山県田辺市和田の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成26年8月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期
平成24年4月18日から平成26年3月25日まで
- 3 成果の名称

和歌山県田辺市和田の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県田辺市和田の一部地区

5 認証年月日

平成26年8月18日

和歌山県告示第1097号

和歌山県田辺市熊野の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成26年8月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県田辺市

2 調査を行った時期

平成24年4月18日から平成26年3月20日まで

3 成果の名称

和歌山県田辺市熊野の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県田辺市熊野の一部地区

5 認証年月日

平成26年8月18日

和歌山県告示第1098号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を、次のとおり縦覧に供する。

平成26年8月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請の概要

(1) 申請者の住所、氏名又は名称及び代表者の氏名

住所 和歌山県和歌山市美園町五丁目1番地の1

氏名 和歌山県農業協同組合連合会

代表理事理事長 北原康史

(2) 工場又は事業場の所在地及び名称

所在地 和歌山県紀の川市桃山町調月980

名称 和歌山県農業協同組合連合会 桃山食品工場

(3) 特定施設に関する事項

別表1のとおり

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

別表2のとおり

(5) 排出水の汚染状態及び量

別表3-1及び別表3-2のとおり

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成26年8月29日から同年9月19日まで

(2) 場所

和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課及び紀の川市役所

別表1

種 類	第10号口 洗浄施設	第10号ハ 搾汁施設			
基 数	1	1			
能 力	柑橘処理 28t/時間	柑橘処理 28t/時間			
工事着手予定年月日	許可後	許可後			
工事完成予定年月日	着手後1ヶ月	着手後1ヶ月			
使用開始予定年月日	完成後	完成後			
使用時間間隔	8時～4時	8時～4時			
1日当たりの使用時間	20時間	20時間			
使用の季節的変動	10月から4月稼働	10月から4月稼働			
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常 の値及び最大の値	通 常	最 大	通 常	最 大	
	水素イオン濃度 (水素指数) (pH)	6.5-8	6.5-8	4.5-6	4.5-6
	生物化学的酸素要求量 (BOD) (mg/L)	200	300	10000	10000
	化学的酸素要求量 (COD) (mg/L)	100	150	7000	7000
	浮遊物質量 (SS) (mg/L)	10	20	500	500
	ノルマルヘキササン抽出物含有量 (n-Hex) (mg/L)	<2.0	<2.0	<2.0	<2.0
	窒素含有量 (T-N) (mg/L)	1.0	1.0	5.0	5.0
	リン含有量 (T-P) (mg/L)	0.5	0.5	3.0	3.0
	大腸菌群数 (個/cm ³)	1000	1200	3000	5000
	当該汚水等の1日当たりの通常 の量及び最大の量 (m ³ /日)	820	1000	336	410

別表2

種 類 及 び 型 式	排水処理施設		
構 造	コンクリート製		
主 要 寸 法	W27.9m×L65.7m×H5.2m		
能 力	4300m ³ /日		
汚水等の処理方式	生物担体式汚泥法 凝集沈殿処理		
工事着手予定年月日	既設		
工事完成予定年月日	既設		
使用開始予定年月日	既設		
使用時間間隔	連続		
1日当たりの使用時間	24時間		
使用の季節的変動	搾汁のみ10月から4月稼働 2次加工1月から12月		
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等 の汚染状態の通常 の値及び最大の値	通 常	最 大	
	処理前	処理後	処理前

水素イオン濃度(水素指数)(pH)		4-5.0	6-8.0	4-5.0	6-8.5
生物化学的酸素要求量(BOD)	(mg/L)	2000	10	2000	15
化学的酸素要求量(COD)	(mg/L)	1500	20	1500	30
浮遊物質(SS)	(mg/L)	500	7	500	10
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(n-Hex)	(mg/L)	<2.0	<2.0	<2.0	<2.0
窒素含有量(T-N)	(mg/L)	9.2	9.2	14.0	14.0
リン含有量(T-P)	(mg/L)	6.9	4.802	7.0	4.872
大腸菌群数	(個/cm ³)	無数	500	無数	900
当該汚水等の1日当たりの通常量及び最大量	(m ³ /日)	3320	3261.6	4072.5	4000

別表3-1

		排水口(工場排水)		排水口(生活排水)	
		通常	最大	通常	最大
排出水の量 (m ³ /日)		3261.6	4000	12	27
排出水の汚染状態	水素イオン濃度(水素指数)(pH)	6-8	6-8.5	6-8	6-8.5
	生物化学的酸素要求量(BOD)	10	15	20	20
	化学的酸素要求量(COD)	20	30	30	30
	浮遊物質(SS)	7	10	50	70
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(n-Hex)	<2.0	<2.0	5	5
	窒素含有量(T-N)	9.2	14.0	9.2	14.0
	リン含有量(T-P)	4.802	4.872	6.9	7.0
	大腸菌群数	500	900	1000	3000

別表3-2

		雨水排水口(2ヶ所)	
		通常	最大
排出水の量 (m ³ /日)		雨水	雨水
排出水の汚染状態	水素イオン濃度(水素指数)(pH)	—	—
	生物化学的酸素要求量(BOD)	—	—
	化学的酸素要求量(COD)	—	—
	浮遊物質(SS)	—	—
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(n-Hex)	—	—
	窒素含有量(T-N)	—	—
	リン含有量(T-P)	—	—
	大腸菌群数	—	—

和歌山県告示第1099号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を、次のとおり縦覧に供する。

平成26年8月29日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 申請の概要

- (1) 申請者の住所、氏名又は名称及び代表者の氏名
 住所 和歌山県和歌山市湯屋谷69-1
 氏名 株式会社奥村組 西日本支社
 安上岩出西トンネル工事所 所長 小澤弘明
- (2) 工場又は事業場の所在地及び名称
 所在地 和歌山県岩出市山地先
 名称 株式会社奥村組 西日本支社 安上岩出西トンネル工事所
- (3) 特定施設に関する事項
 別表1のとおり
- (4) 汚水等の処理施設に関する事項
 別表2のとおり
- (5) 排出水の汚染状態及び量
 別表3のとおり

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間
 平成26年8月29日から同年9月19日まで
- (2) 場所
 和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課及び岩出市役所

別表1

種 類	第55号 生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント	
基 数	1	
能 力	22.5m ³ /時間	
工事着手予定年月日	許可後	
工事完成予定年月日	着手後10日	
使用開始予定年月日	完成後	
使用時間間隔	終日	
1日当たりの使用時間	24時間	
使用の季節的変動	なし	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常 の値及び最大の値	通 常	最 大
水素イオン濃度 (水素指数) (pH)	11	12
生物化学的酸素要求量 (BOD) (mg/L)	2	5
化学的酸素要求量 (COD) (mg/L)	2	5
浮遊物質 (SS) (mg/L)	2000	5000
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (n-Hex) (mg/L)	2	5
窒素含有量 (T-N) (mg/L)	2	3
リン含有量 (T-P) (mg/L)	2	2.5
大腸菌群数 (個/cm ³)	500	<1000
六価クロム化合物 (mg/L)	<0.02	<0.02
当該汚水等の1日当たりの通常 の量及び最大の量 (m ³ /日)	20	38.2

別表2

種類及び型式	濁水処理設備			
構造	鋼製			
主要寸法	W2.3m×L10.7m×H2.3m			
能力	30m ³ /時間			
汚水等の処理方式	機械式凝集沈殿中和処理方式			
工事着手予定年月日	許可後			
工事完成予定年月日	着手後10日			
使用開始予定年月日	完成後			
使用時間間隔	連続			
1日当たりの使用時間	24時間			
使用の季節的変動	なし			
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	通常		最大	
	処理前	処理後	処理前	処理後
水素イオン濃度(水素指数)(pH)	11	6.5-8.5	12	6.5-8.5
生物化学的酸素要求量(BOD)(mg/L)	2	2	5	5
化学的酸素要求量(COD)(mg/L)	2	2	5	5
浮遊物質(SS)(mg/L)	200	20	500	25
ノルマルヘキササン抽出物質含有量(n-Hex)(mg/L)	2	2	5	5
窒素含有量(T-N)(mg/L)	2	2	3	3
リン含有量(T-P)(mg/L)	2	2	2.5	2.5
大腸菌群数(個/cm ³)	500	500	<1000	<1000
六価クロム化合物(mg/L)	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
当該汚水等の1日当たりの通常量及び最大量(m ³ /日)	380	380	758.2	758.2

別表3

		排水口1		雨水排水口	
		通常	最大	通常	最大
排出水の量	(m ³ /日)	360	720	雨水	雨水
排出水の汚染状態	水素イオン濃度(水素指数)(pH)	6.5-8.5	6.5-8.5	—	—
	生物化学的酸素要求量(BOD)(mg/L)	2	5	—	—
	化学的酸素要求量(COD)(mg/L)	2	5	—	—
	浮遊物質(SS)(mg/L)	20	25	—	—
	ノルマルヘキササン抽出物質含有量(n-Hex)(mg/L)	2	5	—	—
	窒素含有量(T-N)(mg/L)	2	3	—	—
	リン含有量(T-P)(mg/L)	2	2.5	—	—
	大腸菌群数(個/cm ³)	500	<1000	—	—
六価クロム化合物(mg/L)	<0.02	<0.02	—	—	

和歌山県告示第1100号

和歌山県薬物の濫用防止に関する条例(平成24年和歌山県条例第83号)第12条第1項の規定により、次のとおり知事監視製品の指定が効力を失うので告示する。

平成26年8月29日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 失効する知事監視製品

- (1) 次の写真に示すとおり、被包に「EMO AUTOROUTE 3GR 11」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (2) 次の写真に示すとおり、被包に「BUTTERFLY TASAKA HYPER MIX」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (3) 次の写真に示すとおり、被包に「Dutch Skunk」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (4) 次の写真に示すとおり、被包に「Pakalolo BlueBerry Kush」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (5) 次の写真に示すとおり、被包に「Egoist」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (6) 次の写真に示すとおり、被包に「Skull Dragon」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの

(次の写真は、省略し、その写真を和歌山県福祉保健部健康局薬務課及び県立保健所に備え置いて縦覧に供する。)

2 失効理由

当該知事監視製品が薬事法(昭和35年法律第145号)第2条第14項に規定する指定薬物に該当するに至ったため

3 失効年月日

平成26年8月25日

和歌山県告示第1101号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成26年8月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

City!WAKAYAMA

和歌山県和歌山市元寺町5-58 外14筆

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社NOB JAPAN 代表取締役 延田久武生

大阪府大阪市中央区心斎橋筋二丁目1番6号

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) (仮称) 和歌山S.Cプロジェクト

和歌山県和歌山市元寺町5-88 外14筆

(変更後) City!WAKAYAMA

和歌山県和歌山市元寺町5-58 外14筆

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏

名

(変更前) 未定

(変更後) 縦覧図書のとおり

4 変更年月日

(1) 平成16年4月21日

(2) 平成26年7月9日

5 変更した理由

(1) 店舗名称が決定したため

届出内容(所在地番)に誤りがあったため

(2) 小売業者が確定したため

6 届出年月日

平成26年8月15日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)

和歌山市まちづくり局まちおこし部商工まちおこし課(和歌山市七番丁23番地)

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成26年8月29日から同年12月29日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1102号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき近畿地方整備局紀南河川国道事務所長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成26年8月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 作業の種類 公共測量(基準点測量)

2 作業期間 平成26年6月13日から平成27年1月31日まで

3 作業地域 和歌山県新宮市から御坊市における国道42号

和歌山県告示第1103号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき近畿地方整備局紀南河川国道事務所長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成26年8月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 作業の種類 公共測量(空中写真撮影・数値地形図作成)

2 作業期間 平成26年8月20日から平成27年2月27日まで

3 作業地域 和歌山県新宮市、田辺市及び東牟婁郡北山村

和歌山県告示第1104号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号)第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定したので、同条第4項の規定により告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路建設課において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年8月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 田辺白浜線

区 間	延 長 メートル	指定の部分
田辺市湊字地下1066番2地先から同市湊字神田690番3地先まで	460.00	上下線

和歌山県告示第1105号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。
平成26年8月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3249	橋本市高野口町伏原字市道 2番1の一部	奈良県五條市田園二丁目2 番地の1 株式会社井上地所 代表取締役 井上猛	平成 26. 8. 20	6.00	55.78

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第79号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成26年8月29日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上 山 義 彦

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届 出 年月日	政党・政治 団 体 の 別	備 考
自由民主党和歌山 県看護連盟支部	代表者	松浦三代	谷真子	平成 26. 7. 16	政党	
貴志啓一後援会	代表者	貴志倫代	貴志啓一	平成 26. 7. 18	政治団体	
うらひらよしひろ 後援会	代表者	浦平美博	渡邊泰行	平成 26. 7. 22	政治団体	
和歌山県LPガス政 治連盟	政治団体の名 称	和歌山県LPガス政治連 盟	和歌山県エルピーガス 政治連盟	平成 26. 7. 25	政治団体	
佐伯誠章後援会	会計責任者	佐伯啓夫	池田匡宏	平成 26. 8. 4	政治団体	

和歌山県選挙管理委員会告示第80号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成26年8月29日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上 山 義 彦

代表者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	資金管理団体でなくなった旨の届出年月日
貴志倫代	和歌山市議会議員	貴志啓一後援会	和歌山市直川1233-10	平成 26.7.18
備考 資金管理団体の届出をした者の死亡に伴う届出であり、資金管理団体の届出をした者の氏名は、貴志啓一である。				

和歌山県選挙管理委員会告示第81号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成26年8月29日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山義彦

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日	届出年月日
貴志啓一後援会	貴志倫代	平成 26.7.18	平成 26.7.18
日本維新の会和歌山県総支部	阪口直人	平成 26.7.31	平成 26.7.31
日本維新の会衆議院和歌山県第2選挙区支部	阪口直人	平成 26.7.31	平成 26.7.31

和歌山県選挙管理委員会告示第82号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の収支報告書を受領したので、同法第20条第1項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成26年8月29日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山義彦

政治団体の収支報告書（平成25年分）の要旨

（単位：円）

日本維新の会和歌山県総支部

報告年月日 26.3.4

1 収入総額	10,000,259
本年收入額	10,000,259
2 支出総額	2,867,281
3 本年收入の内訳	
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	10,000,000
日本維新の会本部	10,000,000
その他の収入	259
一件十万円未満のもの	259
4 支出の内訳	
経常経費	1,628,796
人件費	18,150
光熱水費	10,413
備品・消耗品費	497,481
事務所費	1,102,752
政治活動費	1,238,485
組織活動費	81,795
機関紙誌の発行その他の事業費	1,156,310
宣伝事業費	1,156,310
調査研究費	380

日本維新の会衆議院和歌山県第2選挙区支部

国会議員関係政治団体の区分

公職の候補者の氏名

公職の候補者に係る公職の種類

法第十九条の七第一項第一号

阪口 直人

衆議院議員

報告年月日 26.3.4

1	収入総額	12,557,376	
	前年繰越額	57,149	
	本年收入額	12,500,227	
2	支出総額	11,660,169	
3	本年收入の内訳		
	寄附	500,000	
	個人分	500,000	
	本部又は支部から供与された交付金に係る収入	12,000,000	
	日本維新の会本部	12,000,000	
	その他の収入	227	
	一件十万円未満のもの	227	
4	支出の内訳		
	経常経費	9,851,976	
	人件費	5,634,168	
	光熱水費	182,360	
	備品・消耗品費	1,262,454	
	事務所費	2,772,994	
	政治活動費	1,808,193	
	機関紙誌の発行その他の事業費	1,308,093	
	宣伝事業費	1,308,093	
	調査研究費	100	
	その他の経費	500,000	
5	寄附の内訳		
	(個人分)		
	阪口 直人	500,000	海南市

貴志啓一後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名

資金管理団体の届出に係る公職の種類

貴志 啓一

和歌山市議会議員

報告年月日 26.7.18

1	収入総額	908,847	
	前年繰越額	425,717	
	本年收入額	483,130	
2	支出総額	200,000	
3	本年收入の内訳		
	寄附	483,060	
	個人分	83,060	
	政治団体分	400,000	
	その他の収入	70	
	一件十万円未満のもの	70	
4	支出の内訳		
	政治活動費	200,000	
	組織活動費	200,000	
5	寄附の内訳		
	(個人分)		
	年間五万円以下のもの	83,060	
	(政治団体分)		
	自由民主党和歌山支部連絡協議会	400,000	

政治団体の収支報告書(平成26年分)の要旨

貴志啓一後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名

資金管理団体の届出に係る公職の種類

貴志 啓一

和歌山市議会議員

報告年月日 26.7.18

1	収入総額	715,000
	前年繰越額	708,847
	本年收入額	6,153
2	支出総額	0
3	本年收入の内訳	
	寄附	6,110
	個人分	6,110
	その他の収入	43
	一件十万円未満のもの	43
4	寄附の内訳 (個人分)	
	年間五万円以下のもの	6,110

日本維新の会和歌山県総支部

報告年月日 26.8.11

1	収入総額	13,123,586
	前年繰越額	7,132,978
	本年收入額	5,990,608
2	支出総額	5,968,844
3	本年收入の内訳	
	寄附	500,000
	個人分	500,000
	本部又は支部から供与された交付金に係る収入	5,490,000
	日本維新の会本部	5,490,000
	その他の収入	608
	一件十万円未満のもの	608
4	支出の内訳	
	経常経費	5,825,594
	人件費	3,001,720
	光熱水費	40,359
	備品・消耗品費	612,237
	事務所費	2,171,278
	政治活動費	143,250
	機関紙誌の発行その他の事業費	142,870
	宣伝事業費	142,870
	調査研究費	380
5	寄附の内訳 (個人分)	
	天津 隆	200,000 御坊市
	阪口 直人	300,000 海南市

日本維新の会衆議院和歌山県第 2 選挙区支部

国会議員関係政治団体の区分

法第十九条の七第一項第一号

公職の候補者の氏名

阪口 直人

公職の候補者に係る公職の種類

衆議院議員

報告年月日 26.8.11

1	収入総額	7,397,652
	前年繰越額	897,207
	本年收入額	6,500,445
2	支出総額	7,317,714
3	本年收入の内訳	
	寄附	500,000
	個人分	500,000
	本部又は支部から供与された交付金に係る収入	6,000,000
	日本維新の会本部	6,000,000
	その他の収入	445
	一件十万円未満のもの	445
4	支出の内訳	
	経常経費	6,410,067
	人件費	3,997,171

光熱水費	74,346
備品・消耗品費	834,522
事務所費	1,504,028
政治活動費	907,647
機関紙誌の発行その他の事業費	907,127
宣伝事業費	907,127
調査研究費	520
5 寄附の内訳 (個人分)	
阪口 直人	500,000 海南市

和歌山県選挙管理委員会告示第83号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成26年8月29日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山 義彦

政党の支部

法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類	1以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
日本維新の会衆議院和歌山県第2選挙区支部	阪口直人	堀場明子	和歌山県紀の川市西井阪174-7	衆議院議員	○	平成26.8.1

政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	1以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
日本維新の会和歌山県総支部	阪口直人	堀場明子	和歌山県海南市藤白170-13 アクティブビル1F	○	平成26.8.1
自由民主党すさみ町支部	稲葉昇	宮田準	和歌山県西牟婁郡すさみ町周参見4596	○	平成26.8.6

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
向井中ようじ後援会	森下誠	向井中義夫	和歌山県海草郡紀美野町毛原宮28-5	平成26.8.7

和歌山県選挙管理委員会告示第84号

和歌山県知事選挙執行規程（平成7年和歌山県選挙管理委員会告示第133号）の一部を次のように改正する。

平成26年8月29日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山 義彦

第3条の2第1項中「はる」を「貼る」に改める。

第3条の3第1項中「はる」を「貼る」に、「見本3枚」を「見本」に、「それぞれ3枚」を「それぞれの見本」に改める。

第29条第1項及び第5項中「行なわなければ」を「行わなければ」に改める。

第30条中「第201条の9第1項ただし書き」を「第201条の9第1項ただし書」に改める。

第34条第1項中「に、証紙をはるべき又は検印を受けるべき法第201条の9第1項第4号に規定する政治活動用ポスター（以下「政治活動用ポスター」という。）の見本3枚（記載内容が異なる政治活動用ポスターがある場合においては、それぞれ3枚）」及び「添えて」を削る。

第36条第2項中「はらなければ」を「貼らなければ」に改める。

第38条中「見本20枚」を「見本」に、「それぞれ20枚」を「それぞれの見本」に改める。

別記第3号様式中「はって」を「貼って」に、「こわし」を「壊し」に、「やぶった」を「破った」に改める。

別紙第4号様式及び別記第9号様式中「殿」を「様」に改める。

別記第10号様式中「すべて」を「全て」に改める。

別記第19号様式、別記第21号様式及び別記第22号様式中「殿」を「様」に、「届出ます」を「届け出ます」に改める。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

和歌山県選挙管理委員会告示第85号

平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号（不在者投票管理者となる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

平成26年8月29日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上 山 義 彦

第2項の表中

「 社会福祉法人浩和会 第 Ⅲ 竹 の 里 園	和歌山市明王寺16-1	を
「 社会福祉法人浩和会 第 Ⅲ 竹 の 里 園 住宅型有料老人ホーム 福 の 里	和歌山市明王寺16-1 和歌山市和歌浦東3丁目5番32号	に、
「 社会福祉法人敬愛会特別養護 老人ホーム 白 寿 苑	日高郡日高川町大字船津1664番地	を
「 社会福祉法人敬愛会特別養護 老人ホーム 白 寿 苑 社会福祉法人敬愛会地域密着 型介護老人福祉施設 白 寿 苑	日高郡日高川町大字船津1664番地 日高郡日高川町大字船津1664番地	に、
「 社会福祉法人同仁会特別養護 老人ホーム カルフル・ド・ルポ印南	日高郡印南町大字山口150番地	を

社会福祉法人同仁会特別養護 老人ホーム カルフル・ド・ルポ印南	日高郡印南町大字山口150番地1	に改める。
社会福祉法人同仁会特別養護 老人ホーム カルフル・ド・ルポ印南	日高郡印南町大字山口150番地1	
ヌーヴォー (ユニット型)		

和歌山県選挙管理委員会告示第86号

平成23年和歌山県選挙管理委員会告示第39号（放送事業者の定め）の一部を次のように改正する。

平成26年8月29日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上 山 義 彦

本文中「第8条第6項」を「第8条第7項」に改める。